

令和5管理年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間をいう。）における岩手県の特特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
まさば及びご まさば太平洋 系群	全ての漁業	左記漁業がまさ ば及びごまさば 太平洋系群の採 捕を行う全ての 水域	漁獲量の総量	14,725 トン	775 トン (5%) を 県の留保と する